

監査委員の選任に関する遠藤いく子議員の反対討論＝12月11日（読み上げ用）

私は日本共産党県議団を代表して、ただいま提案されました議第344号議案、監査委員の選任につき同意を求めることについて反対し、討論いたします。

私どもは議会選出の監査委員の役割を否定している訳ではありません。日本共産党の地方議員も、その経験や知見を生かして監査委員をやっている方が居ます。住民目線でおこなう厳しい監査には定評があり、連続して努めている人もおります。議会選出監査委員の厳格な監査は極めて重要と考えます。問題は4人の監査委員のうちの2人を議会選出としている現行制度を改め、1人にすべきとの主張を申し上げます。その理由について、2つの角度から簡潔明瞭に申し上げたいと思います。

第一は、本県の歴史的特殊事情によります。食糧費問題やカラ出張など公金の不正支出問題への厳しい世論が高まる中で、平成7年に議会改革検討委員会が設置され、検討項目の一つに監査委員制度の改善が議論されました。不正を見抜けなかった原因の一つとして、監査のあり方が問われたのです。それまで4人の監査委員のうち、残る2名が県庁OBであった当時の慣習はすでに外部委員に改められました。もう一つは、議会選出の監査委員について、「現行の2名選出から1名とすることを考慮するとの意見が多数を占めた」との結論が当時の報告書に明記され、「速やかに改善されるよう期待する」とさえ強調されました。ところがその後も旧態依然の提案が繰り返され、最近では識見監査委員の確保の困難性をあげて、当時の改善方向を事実上、否定する議論さえされていることは、誠に残念でなりません。

第二に、議会選出監査委員を1人にする方向は、監査委員制度を充実強化する全国的動向や流れとも合致していることです。法的にも地方自治法では「監査委員4人の場合は1人ないし2人」とされているところであり、実際に佐賀県、福岡県、鳥取県、長野県の4県が議会選出監査委員を1人としていますし、識見監査委員の拡充を認める法改正にもとづき識見監査委員を2人から4人に拡充している県もあります。地方制度調査会の答申では、議員選出監査委員の定数について上限を1人とすべきではないかという有力な意見もあるとし、今後の検討課題とされています。これらの改善方向の背景には、監査対象が会計監査から一般行政事務、法定受託義務まで拡大されるなどの変化も踏まえ、厳正的確な監査のためには専門的知見を有する監査委員の比重を増やし、監査の質を高める方向が模索されている事情があります。

以上、議会選出監査委員を1人にすべき理由を述べましたが、監査制度は、公正で合理的かつ効率的な行政を確保する極めて重要な課題です。住民は、納めた税金がどのように使われているかについて、強い関心を持っています。無駄をなくし、民主的で効率的な行政運営をすすめるため、執行部を厳格にチェックする監査委員の役割はますます大きくなっています。私はあらためて議会改革の原点に立ち、改善に踏み出すことを強く求めて討論いたします。